

児童相談所職員の職層等について

(付議の要旨)

この間区では、児童相談所の開設に向けて、児童虐待相談の件数の増加や子どもの権利が保障された一時保護の実施など、児童相談所が抱える様々な課題に対し、柔軟かつ効果的に対応するための組織体制の検討を行ってきた。今般、この組織体制にかかる児童相談所職員の職層等について検討結果を取りまとめたので、その内容を報告する。

1 主旨

この間区では、児童相談所の開設に向けて、児童虐待相談の件数の増加や子どもの権利が保障された一時保護の実施など、児童相談所が抱える様々な課題に対し、柔軟かつ効果的に対応するための組織体制の検討を行ってきた。今般、この組織体制にかかる児童相談所職員の職層等について検討結果を取りまとめたので、その内容を報告する。

2 児童相談所職員の職層等について

(1) 児童虐待対応や家族再統合などの課題の解決に向け、支援が必要な児童・保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援、緊急時の迅速かつ適切な判断などを行うため、下表のとおり指揮命令体制を整備することにより、ケース担当職員やスーパーバイザーを効果的に機能させる。

< 児童相談所職員の指揮命令体制（職層・役割等） >

担当	職層	役割
児童相談所長	部長級	所内業務全体の統括
児童相談所副所長	課長級	組織や人事管理等、所長の職務の補佐
一時保護所長	課長級	保護所内の総括、一時保護入所調整等

(2) 今後、児童相談所の設置及びその分掌事務の根拠となる設置条例、委任規則、処務規程等の制定準備に取り組むとともに、これらの規程及び区の組織条例、規則等において、児童相談所の運営支援を担う子ども・若者部との関係を定めるための整理、検討を進める（設置条例の制定は平成31年（2019年）9月を予定）。

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年（2018年）	11月	福祉保健常任委員会(政令指定要請に向けた準備の進捗状況について)
	12月	福祉保健常任委員会(政令指定要請について)
平成31年（2019年）	2月	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の第三次更新の報告)
	3月ころ	国への児童相談所設置市(区)の政令指定の要請
	4月～	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月～	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の最終更新の報告)
		児童相談所条例制定
平成32年（2020年）	4月以降	児童相談所開設